

会 員 殿

(一社) 旭川地区トラック協会
会 長 窪 田 明 規 夫

平成 29 年度第 1 回(旭川市)・第 2 回(稚内市) 初任運転者教育研修会開催のご案内

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の業務運営に対しご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 12 日に準中型免許制度が創設されたことに関連し、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され、初任運転者に対する特別な指導及び内容については 15 時間以上の指導、又、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を 20 時間以上指導することが義務付けられました。

標記教育研修は、トラックの安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握する指導教育の一つになっています。

つきましては、下記により研修会を開催いたしますので、**第 1 回については 5 月 25 日まで、第 2 回については 6 月 2 日まで**受講申込書に必要事項を記載の上、お申込み下さる様宜しくお願い申し上げます。

－ 記 －

1. 日時・場所

- ①旭川地区トラック研修センター 3F 研修室 旭川市流通団地 2 条 4 丁目
平成 29 年 5 月 29 日(月)-7 時間 平成 29 年 5 月 30 日(火)-6 時間 **計 13 時間**
(受付 8:30～ 開講 9:00～)
- ②稚内総合文化センター 2F 会議室 稚内市中央 3 丁目
平成 29 年 6 月 7 日(水)-7 時間 平成 29 年 6 月 8 日(木)-6 時間 **計 13 時間**
(受付 8:30～ 開講 9:00～)

2. 受講対象者

初任運転者(乗務前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことが無い方)で必ず受講が出来る方

3. 研修費用 無料

4. 研修内容

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針の全 12 項目、但し、実際に車両を用いて指導する項目は除きます。この為、事業所において 2 時間以上実際の車両を用いて所定項目の指導を実施すること、又、実際にトラックを運転させ安全な運転方法を 20 時間以上指導することが必要となります。

5. その他

ドライビングアカデミー北海道にて初任運転者特別研修(北北協助成事業:4 月送付会報に同封済)が開催されます。1 日コースを受講されますと上述の指導及び監督の内容のうち 9 時間、2 日コース及び 3 日コースは 15 時間が修了となります。日程等については送付済のパンフレットを確認して下さい。

「初任運転者教育研修」受講申込書

当社から以下の者を受講させたく申込みいたします。

研 修 会 場 (○を付して下さい)		①旭川地区トラック研修センター3F研修室 平成29年5月29日～30日 受付8:30～ 開始9:00～		
		②稚内総合文化センター2F会議室 平成29年6月7日～8日 受付8:30～ 開始9:00～		
受講者	ふりがな			
	氏 名	(男・女)		
生年月日 (年齢)	年	月	日生	歳
会社・営業所名				
所在地	〒			
対 象 者	<u>初 任 運 転 者</u> (平成29年3月12日以降に雇用し、過去3年間において 事業用トラックの乗務経験のない運転者に限定とする)			
担当者役職・氏名				
締切	①平成29年5月25日 ②平成29年6月 2日			

【送付先】 一般社団法人旭川地区トラック協会
TEL(0166)-48-7244
FAX(0166)-47-5079